

第 356 回三木市議会臨時会提出議案の概要

第 356 回三木市議会（令和 2 年 4 月 28 日開会）に提出する議案 9 件（専決処分の報告 5 件、条例関係 2 件、補正予算関係 2 件）の概要は次のとおりです。

1 専決処分の報告関係

(1) 報告第 1 号 三木市税条例等の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市税条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 市民税関係

給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族申告書について、単身児童扶養者に該当する旨の記載を不要とする。

(イ) 固定資産税関係

a 市長は、調査を尽くしても固定資産の所有者が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとする。

b 現所有者（相続人等）は、不動産登記簿上の所有者が死亡した場合は、賦課徴収に関し必要な事項を申告しなければならないこととする。

(ウ) その他

過去の改正における未施行の規定等について、改元に伴う元号の整理を行う。

ウ 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(2) 報告第 2 号 三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

地方税法を引用している規定について、条ずれの整理を行うほか、改元に伴う元号の整理を行う。

ウ 施行期日

令和2年4月1日

(3) 報告第3号 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正の理由

地方税法施行令の改正に伴い、三木市国民健康保険税条例を改正する必要があるため。

イ 改正の概要

(ア) 国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を引き上げる。

項目	現行	改正後
基礎課税分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	改正なし
介護納付金分	16万円	17万円

(イ) 国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の額を改める。

区分	現行	改正後
7割軽減	33万円	(改正なし)
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数 例：3人世帯の場合 33万円+28万円×3人 =117万円	33万円+28万5千円×被保険者数 例：3人世帯の場合 33万円+28万5千円×3人 =118万5千円
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数 例：3人世帯の場合 33万円+51万円×3人 =186万円	33万円+52万円×被保険者数 例：3人世帯の場合 33万円+52万円×3人 =189万円

ウ 施行期日

令和2年4月1日

(4) 報告第4号 三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（介護保険課）

ア 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、三木市介護保険条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

令和2年度の介護保険料について、次のとおり改正する。

- (ア) 所得段階の第1段階該当者について、介護保険料を年額23,400円から年額18,720円に軽減
- (イ) 所得段階の第2段階該当者について、介護保険料を年額39,000円から年額31,200円に軽減
- (ウ) 所得段階の第3段階該当者について、介護保険料を年額45,240円から年額43,680円に軽減

ウ 施行期日

令和2年4月1日

(5) 報告第5号 三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部総務課）

ア 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、三木市消防団員等公務災害補償条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 非常勤消防団員に係る補償基礎額を次のように改める。

(単位：円)

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)
部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)

備考：()は現行の補償基礎額

- (イ) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げる。
- (ウ) 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改める。

ウ 施行期日

令和2年4月1日

2 条例関係

(1) 第25号議案 三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正理由

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、被用者である国民健康保険の被保険者が感染した場合又は感染が疑われる場合に、傷病手当金を支給することにより、就労を休止しやすい環境を整備する必要があることから、三木市国民健康保険条例を改正する。

イ 改正内容

新型コロナウイルスに係る傷病手当金について、次のように規定する。

- (ア) 支給対象者 新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われることによって、療養のため労務に服することができなくなった被用者
- (イ) 支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を就くことを予定していた日数
- (ウ) 支給額 1日当たりの支給額（直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（2/3）×支給対象となる日数

ウ 施行期日・適用期間

令和2年5月1日から施行し、支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

(2) 第26号議案 三木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ア 改正理由

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、被用者である後期高齢者医療保険の被保険者に対する傷病手当金の支給に関する規定が追加されることに伴い三木市後期高齢者医療に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第5条から第7条までの規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付について規定する。

ウ 施行期日

令和2年5月1日

3 補正予算関係 【別添「令和2年度4月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第27号議案 令和2年度三木市一般会計補正予算（第1号）
- (2) 第28号議案 令和2年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

問い合わせ 三木市総合政策部企画政策課
電話 0794-82-2000（内線 2481）